

【国有林内で活動する企業・団体等のみなさまへ】

もり

国有林内で実施する森林づくり活動について 自然共生サイトの認定を申請できます

自然共生サイトとは



2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」という世界目標の実現に向け、令和7年4月に**地域生物多様性増進法**が施行されました。

企業・団体は、自ら実施する生物多様性の増進のための活動について、同法に基づく「**増進活動実施計画**」を策定し、認定を受けることができます。この活動の実施区域を「**自然共生サイト**」と呼びます。

認定を受けることで、活動のPR、社会的評価の向上、支援の呼び込み、企業のTNFD情報開示※への活用等に役立ちます。

※自然関連財務情報開示。企業の自然資本への関わりを評価して公表するもの。

国有林における自然共生サイトの認定

国有林における**国民参加の森林づくり協定**、**分収林契約**等による活動も、**増進活動実施計画（自然共生サイト）**の認定を申請できます。

◆ 国民参加の森林づくり協定とは・・・

企業・団体等が森林管理署等との間で締結し、国有林において、森林づくり活動を計画的に行えるようにするものです。

自然共生サイトへの認定事例

サントリー天然水の森 赤城

企業名：サントリーホールディングス株式会社
場所：群馬県渋川市、前橋市
面積：1,300ha
認定年度：令和5年度



- 利根川水系における良質な水の持続的な確保の一環として、平成20年以降、国民参加の森林づくり協定を締結し、森林整備に取り組んでいます。
- 防鹿柵の設置や植栽等による植生回復、林相転換の実施、猛禽類の営巣環境の創出等の活動を行っています。

◆ 分収林制度とは・・・

将来の木材販売の収益を国と分け合うことを前提に、企業・団体等が森林管理署等と契約し、木を植えて育てたりする制度です。

自然共生サイトへの認定事例

エコニクスの森林（もり）

企業名：株式会社エコニクス
場所：北海道札幌市
面積：7.3ha
認定時期：令和6年度



- 平成7年に創業22周年を記念して、ダケカンバ、トドマツ等から成る針広混交林において、分収林契約を締結しました。
- 「不伐の森林」として管理しており、木製看板や遊歩道の整備、社員による自然観察会等の活動を実施しています。

認定を受けるには

- 自然共生サイトの認定を希望する者は、**所定の様式により増進活動実施計画を作成し、独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）へ提出することで認定申請**を行います。
- 申請には、活動区域の土地所有者からの同意を得た証明が必要です。
国有林における活動について認定申請する場合は、**協定等を締結している森林管理局・署等に事前に相談し、同意を受ける必要があります。**

👉 **具体的な手続の流れは裏面へ**

※ 新たに国有林において森林づくり活動を行いたい方など、協定等をまだ締結していない方は、まずは協定等を締結いただく必要がありますので、活動を行いたい区域を所管する森林管理局・署等へご相談ください。

国有林における認定申請の手続の流れ

①

地方環境局又はERCAへの事前相談（任意）

増進活動の内容等について相談し、アドバイスを受けます。

②

森林管理局・署等への事前相談、活動の内諾

増進活動実施計画の認定申請様式（<https://www.erca.go.jp/nature/nintei.html>）、国有林の土地所有者等同意申請様式をHPからダウンロードし、一式の案を作成した上で、協定・契約等の締結先の森林管理局・署等に事前相談を行い、申請内容への内諾を受けます。

③

ERCAへ認定申請書（案）一式を提出

増進活動実施計画の認定申請様式中に国有林の内諾済みである旨を記載し、添付資料を含めた認定申請書（案）一式をERCAへ提出して、不備がないかの確認を受けます。

④

森林管理局・署へ同意書の交付申請

国有林の土地所有者等同意申請書に、③で確認を受けた後の認定申請書（案）一式を付して、森林管理局・署等に提出し、同意書の書面での交付を受けます。

⑤

審 査

国有林の同意書を付した認定申請書一式をERCAへ提出します。提出書類をもとに有識者や主務省庁による審査が行われます。

⑥

認 定

審査の結果を踏まえ、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣が認定を行います。申請者には認定証が交付されます。



申請は計画的に！

- ・ 国有林の同意手続には一定の時間を要するため、余裕をもってご相談いただくをお願いします。
- ・ ERCAに申請が正式に受理されてから認定まで、6～7か月程度かかります。
- ・ 同意申請、認定申請は通年受け付けられます。

お問合せ先など

【国有林における認定について】

林野庁 経営企画課 国有林野生生態系保全室 TEL：03-6744-2322

（林野庁 HP）https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/kyousei_site.html



自然共生サイト
（国有林）

【自然共生サイトについて】

○制度全般に関するお問合せ

環境省 自然環境局 自然環境計画課 地域ネイチャーポジティブ推進室 TEL：03-5521-8343

○各地域での活動に関するご相談や申請に関するお問合せ（環境省 地方環境局）

北海道環境局	TEL 011-299-1953	釧路自然環境事務所	TEL 0154-32-7500
東北環境局	TEL 022-722-2874	関東環境局	TEL 048-600-0816
中部環境局	TEL 052-955-2131	信越自然環境事務所	TEL 026-231-6572
近畿環境局	TEL 06-6881-6504	中国四国環境局	TEL 086-223-1586
九州環境局	TEL 096-322-2412	沖縄奄美自然環境事務所	TEL 098-836-6400

○事務局

独立行政法人 環境再生保全機構 自然共生部 審査課 TEL：044-520-9552